

調達要求番号：6 NMD 1 A K 0 0 2 9

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
1 B O X力一賃貸借		1 7	
		作 成	令和8年1月22日
		変 更	
		作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊多賀城駐屯地において実施する「1 B O Xカー賃貸借」について規定する。

2 役務概要

2.1 役務場所

宮城県多賀城市丸山2丁目1－1 陸上自衛隊多賀城駐屯地

2.2 役務内容

2.2.1 賃貸借期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間

借受時間 借受日の08:30まで

返却時間 返却日の16:00以降

2.2.2 賃貸機器

表1によるものとする。

表1－賃貸機器

品 名	規 格	数 量	単 位
1 B O Xカー	・乗車定員7人以上 ・軽油燃料	1	台

3 品質保証

3.1 監督・検査

3.1.1 引渡検査

借受及び返却時には、官側担当者立会いで車両引渡点検を行うものとする。

3.1.1.1 借受時、機材の使用説明を行うものとする。

3.1.1.2 請負者は、安全な物件を貸与するものとし、万一不良品の時は交換又は修理を請負者の負担において実施する。

3.1.2 提出書類

提出書類の内容は次による。

3.1.2.1 納品書

3.1.2.2 受領書

3.1.2.3 その他官側の指示するもの

4 その他の指示

4.1 保全

本契約の履行にあたり、知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用
その他への公表等は防衛省の許可無く行ってはならない。また、本契約終了後も
同様とする。

4.2 補償

4.2.1 賃貸借物品が故障及び破損した場合の修理に関する費用は、請負者で負担す
るものとし、その保険料については、賃貸借料に含まれているものとする。

また、修理期間中の賃貸借料は無償とする。

4.2.2 賃貸借物品に万一保険料を超える故障及び破損があった場合、請負者と官側
で協議するものとする。

4.3 その他

4.3.1 賃貸借料には、搬入・搬出の費用を含むものとする。

4.3.2 賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとする。

4.3.3 燃料については、満タンの状態で官側に引渡すものとし、返却時は官側で給
油し請負者に返納するものとする。

4.3.4 賃貸借料には、スタッドレスタイヤへの交換を含むものとする。時期は11
月中旬頃を基準とし、細部は官側との調整による。

4.3.5 点検、タイヤ交換等により納入器材の使用が制限される際は請負者の責にお
いて代車を用意するものとする。代車にかかる費用については賃貸借料に含む
ものとする。

4.3.6 軽微な変更については契約額の増額は行わないものとする。

4.4 仕様書等に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ申し出て指示を受けるものとす
る。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的
に実施すること。